

糸魚川市職員の懲戒処分等の公表基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公務員倫理の徹底及び不祥事の発生を防止するとともに、行政運営の公正さと透明性を確保するため、糸魚川市職員懲戒処分等指針に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条の規定による職員の懲戒処分を行った場合の処分内容等の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表対象)

第2条 公表の対象となる懲戒処分等は、次に掲げる処分及び措置とする。

- (1) 法第29条の規定に基づく懲戒処分
- (2) 刑事事件で起訴された場合の分限休職処分
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会的影響の著しい事案に係る行政上の措置

(公表内容)

第3条 公表の内容は、次に掲げる場合に応じそれぞれ次のとおりとする。

(1) 刑事事件の場合

ア 職員が逮捕され、逮捕した機関が事案の概要、当該職員の氏名、年齢等を公表した場合は、逮捕した機関の公表内容に準じた内容で公表を行うものとする。この場合において、公表後に誤認逮捕であったことが判明し当該職員が釈放された場合はその旨を、市長が告訴・告発した場合は事案の概要、当該職員の氏名、所属、性別及び年齢を公表するものとする。

イ 当該職員が起訴され起訴休職となった場合は、その旨とともに、起訴状に即した事案の概要、当該職員の所属、職位、性別及び年代を公表するものとする。

ウ 不起訴処分となった場合は、当該職員に不起訴処分の理由を確認した後、任命権者による当該職員への事情聴取により判明した事実の範囲内で、事案の概要、当該職員の所属、性別及び年代を公表するものとする。ただし、不起訴処分の理由が心神喪失、罪とならず、嫌疑なし又は嫌疑不十分であって、市による事案の公表が不起訴処分決定までの間に一切行われていない場合

にあつては、公表しないものとする。

(2) 刑事事件でない場合

ア 事案の概要、処分内容、処分年月日、所属、職位、性別及び年代を公表するものとする。

(3) 社会的影響の著しい事案であつて任命権者が必要と認める場合

ア 前2号の公表内容に加えて被処分者の氏名を公表するものとする。

(4) 被害者等がある場合

ア 被害者名及び事案の発生した店舗又は施設的具体名は、公表しないものとする。ただし、事案発生場所が、市が設置する施設の場合には、その施設名を公表するものとする。

(公表の例外)

第4条 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、公表内容の一部又は全部を公表しないことができるものとする。

- (1) 被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあるとき。
- (2) 公表することで捜査機関の捜査又は司法機関の公判の維持に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 前条の公表内容によることが適当でないと市長が認めるとき。

(公表の時期及び方法)

第5条 第2条に規定する懲戒処分等を行ったときは、処分後速やかに公表するものとする。ただし、重大な職務上の非違行為については、事案発生後速やかに公表するものとする。

2 公表は、公表した日から起算して30日間行うものとする。

3 公表の方法は、糸魚川市職員の不祥事発生時の対応マニュアルに基づき、報道機関等への資料提供、市ホームページへの掲載等により行うものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。